

8 . 河川管理の現状

8 - 1 河川管理施設

筑後川の河川管理施設は、昭和 40 年～50 年代に築造された施設が多く、コンクリート劣化等に伴う老朽化が見受けられ、定期的な巡視・点検を実施し、必要に応じて維持修繕・応急対策等の維持管理を行っている。

表 8 - 1 直轄管理区間堤防整備状況

直轄管理 区間延長 (km)	施行令2条7号 区間延長 (km)	堤防延長 (km)				計
		定規断面堤防	暫定	暫々定	不必要区間	
175.6	0.0	103.6	92.2	90.4	72.6	358.8
比率(%)		36.2	32.2	31.6	-	100.0

(平成 14 年現在)

表 8 - 2 直轄管理区間水閘門等河川管理施設整備状況

堰	床止	排水機場	樋門樋管等	陸閘	計
4	4	21	202	28	259

8 - 2 河道内植生

筑後川の河川区域内の植生については、植生の有する治水機能・環境機能を十分に考慮して、定期的に調査・点検を行い、適切に管理している。

特に中下流域にみられるヨシ群落は、オオヨシキリ、チュウビ、コミミズク、オオジュリンなどの鳥類の生息、繁殖の場となっていることから、治水と環境の調和を図る方向にて管理している。



筑後川のヨシ群落

8 - 3 地域との連携

筑後川は、日田市、久留米市街地を貫流し、流域住民のいこいの場として愛されており、地元住民の筑後川に対する想いは川まつり等に代表される各種イベントを通じて大きく、かつ市街部における貴重な水と緑のオープンスペースとして地域住民のニーズが高い状況にある。

このため、筑後川では、環境保全、経済・文化・国際交流などの活性化を目的に、筑後川流域の団体や個人のネットワーク組織として平成 11 年に筑後川連携倶楽部が発足している。流域住民の交流や連携を深めようと、流域の情報を掲載した新聞や機関紙の発行をはじめ、水と森を保全するための植林活動や河川敷の清掃などのボランティア活動を実施、支援するなど多彩な活動が行われている。また、関係市町村でも、情報の提供などさまざまなバックアップを行っている。

このように筑後川では河川に関する情報を、流域住民に幅広く提供、共有すること等により、河川と流域住民とのつながりや流域連携の促進及び支援、河川愛護精神の醸成、環境教育の支援並びに住民参加による河川管理を推進している。



機関紙と流域新聞



植林活動



河川清掃活動

8 - 4 水防体制

1) 河川情報の概要

筑後川では、流域内にテレメータ雨量観測所 34 箇所、テレメータ水位観測所 35 箇所（ダムデータを含む）を設置し、迅速に情報収集するとともに、これらのデータを用いて河川の水位予測等を行い、流域住民の水防活動に活用されている。

また、これらの情報を重要な防災情報として、（財）河川情報センターを通じて関係自治体に提供している。

2) 水防警報の概要

筑後川では、洪水による災害が起こる恐れがある場合に、水位観測所の水位をもとに水防管理団体に対し、河川の巡視や災害の発生防止のための水防活動が迅速、的確に行われるように水防警報を発令している。

3) 洪水予報河川の指定

筑後川では、昭和 30 年 9 月より水防法第 10 条及び気象業務法第 14 条に基づき、洪水予報指定河川となり、气象台と共同で「洪水予報」を発表するようになった。また、平成 12 年に洪水による被害発生の恐れのある「危険水位」を新たに設定した。

4) 洪水危機管理の取り組み

洪水危機管理において、平常時から危機管理に対する意識の形成を図るとともに、洪水発生時の被害を最小限に抑えるため、浸水実績や浸水想定区域図を公表するとともに水防計画・避難計画の策定支援、土地利用計画との調整を関係機関や地域住民等と連携して推進している。